

作成年月日：5.1.27

業務隊長	管理科長	営繕班長	専門官	エネルギー	企画管財係長	企画・管財	電気係長	電気主任	作成者
件名	陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用する電気						図面番号	1/8	
種別	表紙						縮尺	—	
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊									

仕 様 書

1 件 名

陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊朝霞駐屯地
東京都練馬区大泉学園町
- (2) 業種及び用途 官公署(国家事務)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、
電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧)	60,000ボルト
ウ 計量電圧(標準電圧)	60,000ボルト
エ 標準周波数	50ヘルツ
オ 電気方式	2回線受電(本線及び予備線)
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無

- (2) 契約電力及び電力使用量

ア 契約電力	常時電力 6,200キロワット 予備電力 6,200キロワット (契約電力とは、契約上使用できる電気の最大量をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。また予備電力とは、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電圧の補給に当てるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。)
イ 予定使用電力量	26,059,610キロワット時 (月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり)
ウ 実績使用電力量等(月別の実績使用電力量等は、別紙第2のとおり)	
エ 令和3年及び令和4年月別最大日電力負荷曲線(別紙第3のとおり)	
オ 令和3年度夏季最大日負荷曲線(別紙第4のとおり)	
カ 令和4年度夏季最大日負荷曲線(別紙第5のとおり)	

- (3) 契約期間

令和5年4月1日 00:00 ～ 令和6年3月31日 24:00

- (4) 電力量等の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	遠隔自動検針
計量器の構成	電力需給用複合計器(通信機能付)

- (5) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設した縮小形受電設備の受電用ブッシング端子と東京電力株式会社の架空引込線との接続点

件 名	陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用する電気	図面番号	2/8
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

- (6) 電気工作物の財産分界点
 需要場所における陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設した縮小形受電設備の受電用ブッシング
 端子と東京電力株式会社の架空引込線との接続点
- (7) 保安上の責任分界点
 電気工作物の財産分界点におなじ

4 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置し契約期間中100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給
 条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
 なお、入札価格の算定にあたっては、力率は考慮しないこととし、燃料費調整額、電気事業者
 による再生可能 エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で
 四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り
 捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件 名	陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用する電気	図面番号	3/8
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

(令和5年4月～令和6年3月)

項目 年 月	総使用電力量 (キロワット時)	ピーク電力量 (キロワット時)	夏季昼間電力量 (キロワット時)	その他季昼間電力量 (キロワット時)	夜間電力量 (キロワット時)
令和5年4月	1,724,307			974,195	750,112
令和5年5月	1,718,112			875,890	842,222
令和5年6月	2,197,897			1,397,440	800,457
令和5年7月	2,783,405	366,045	1,218,800		1,198,560
令和5年8月	2,861,373	371,501	1,248,025		1,241,847
令和5年9月	2,531,330	330,004	1,109,645		1,091,681
令和5年10月	1,934,065			1,141,929	792,136
令和5年11月	1,794,672			976,208	818,464
令和5年12月	2,143,919			1,215,676	928,243
令和6年1月	2,188,521			1,176,397	1,012,124
令和6年2月	2,055,889			1,152,514	903,375
令和6年3月	2,126,120			1,379,233	746,887
合 計	26,059,610	1,067,550	3,576,470	10,289,482	11,126,108

(注)

・ピーク電力量 ……

令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、下記の休日等に定める該当する時間で使用する時間を除く。

・夏季昼間電力量 ……

令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当時間を除く。

・その他季昼間電力量 ……

令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間及び令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、下記の休日等に定める日の該当時間を除く。

・夜間電力量 ……

ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間

・休日等 ……

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び令和5年4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、令和6年1月2日、1月3日

件 名	陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用する電気	図面番号	4/8
種 別	月別予定使用電力量	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務課			

(令和3年11月～令和4年10月)

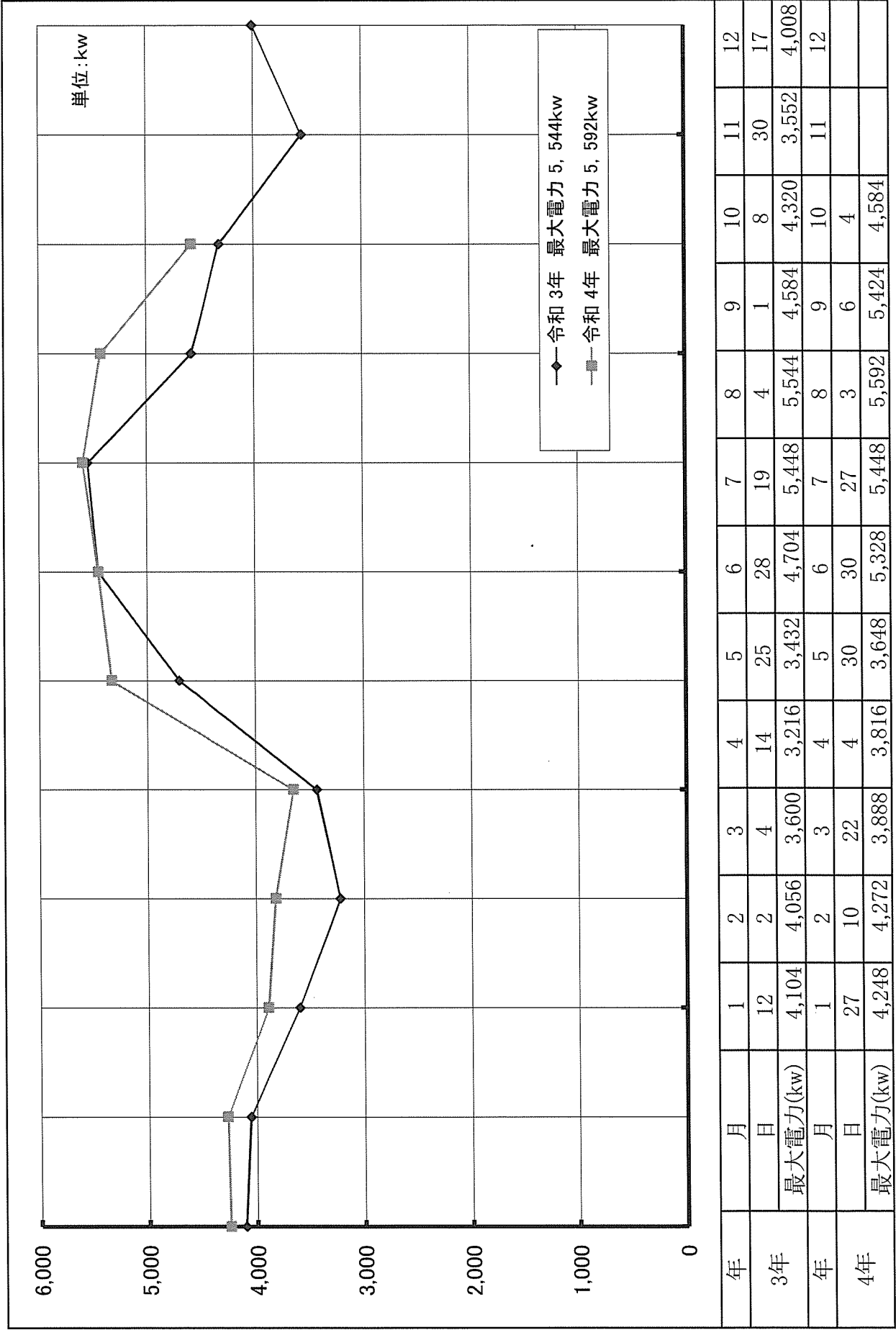
項 目	総使用電力量	ピーク電力量	夏季昼間電力量	その他季昼間電力量	夜間電力量	最大電力	力 率
年 月	(キロワット時)	(キロワット時)	(キロワット時)	(キロワット時)	(キロワット時)	(キロワット)	(パーセント)
令和3年11月	1,529,376			860,040	669,336	3,552	100
令和3年12月	1,852,008			1,063,152	788,856	4,008	100
令和4年1月	1,954,632			1,061,040	893,592	4,248	100
令和4年2月	1,888,632			1,062,456	826,176	4,272	100
令和4年3月	1,838,208			1,319,016	519,192	3,888	100
令和4年4月	1,564,224			895,296	668,928	3,816	100
令和4年5月	1,541,448			804,192	737,256	3,648	100
令和4年6月	1,977,168			1,245,696	731,472	5,328	100
令和4年7月	2,624,136	350,928	1,160,688		1,112,520	5,448	100
令和4年8月	2,689,896	355,800	1,201,248		1,132,848	5,592	99
令和4年9月	2,425,969	320,890	1,083,384		1,021,695	5,424	100
令和4年10月	1,741,368			996,686	744,682	4,584	100
合 計	23,627,065	1,027,618	3,445,320	9,307,574	9,846,553		

(注)

- ・ピーク電力量 …… 令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、下記の休日等に定める該当する時間で使用する時間を除く。
- ・夏季昼間電力量 …… 令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当時間を除く。
- ・その他季昼間電力量 …… 令和3年11月1日から令和4年6月30日までの期間及び令和4年10月1日から令和4年10月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、下記の休日等に定める日の該当時間を除く。
- ・夜間電力量 …… ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間
- ・休日等 …… 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び令和3年12月30日、12月31日、令和4年1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日

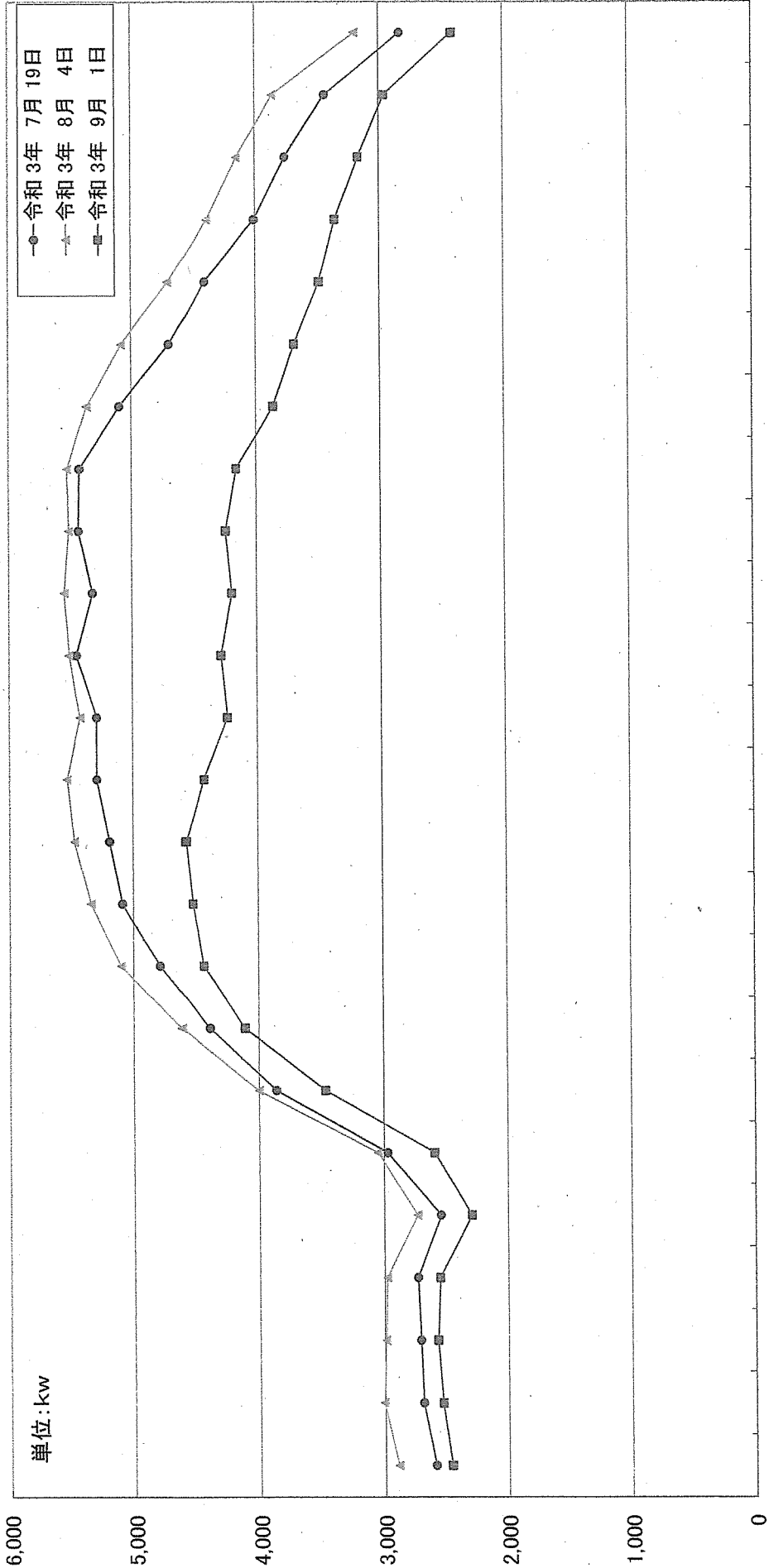
件 名	陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用する電気	図面番号	5/8
種 別	月別使用電力量・最大需要電力・力率実績	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

令和3年及び令和4年 月別最大日電力負荷曲線



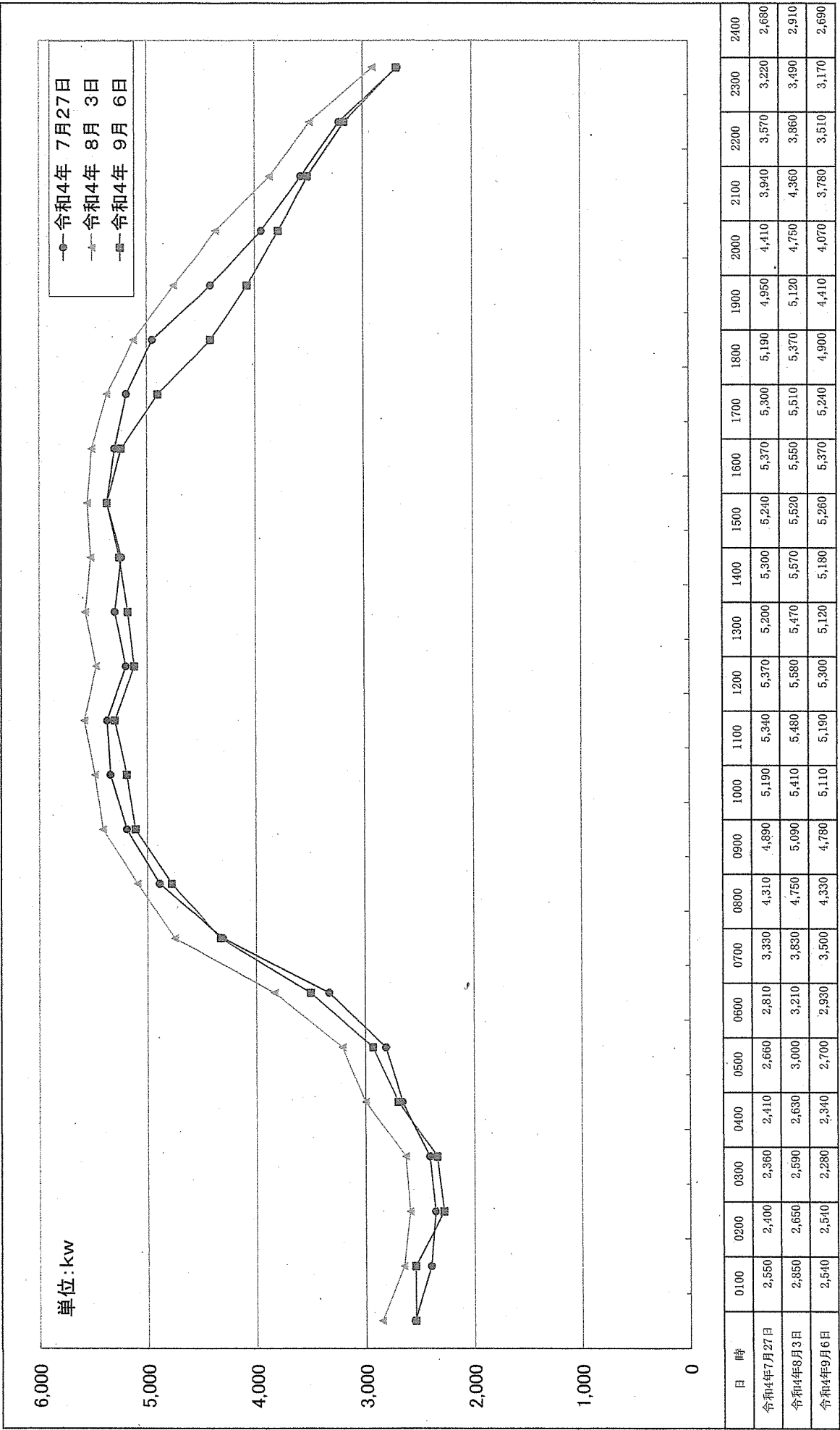
件 名	陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用する電気	図面番号	6／8
種 別	令和3年及び令和4月別最大日電力負荷曲線	縮 尺	－
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

令和3年 夏季最大日負荷曲線



件 名	陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用する電気	図面番号	7/8
種 別	令和3年夏季最大日負荷曲線	縮 尺	-
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

令和4年 夏季最大日負荷曲線



件 名	陸上自衛隊朝霞駐屯地で使用する電気	図面番号	8/8
種 別	令和4年夏季最大日負荷曲線	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

作成年月日: 5.1.27

							エネルギー
業務隊長	管理科長	営繕班長	専門官	企画管財係長	企画係	電気係長	作成者
件名	陸上自衛隊朝霞訓練場で使用する電気				図面番号		1/6
種別	表紙				縮尺		—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊							

仕 様 書

1 件 名

陸上自衛隊朝霞訓練場で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 陸上自衛隊朝霞訓練場
埼玉県朝霞市膝折1
- (2) 業種及び用途 官公署(訓練場)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、
電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア 供給電気方式 交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧) 6,000ボルト
ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000ボルト
エ 標準周波数 50ヘルツ
オ 電気方式 1回線受電
カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

- (2) 契約電力及び電力使用量

ア 契約電力 常時電力 720キロワット
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大量をいい、計量器により
計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)

イ 予定使用電力量 1,048,500キロワット時
(月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり)

ウ 実績使用電力量等(月別の実績使用電力量等は、別紙第2のとおり)

エ 令和3年及び令和4年月別最大日電力負荷曲線(別紙第3のとおり)

- (3) 契約期間

令和5年4月1日 00:00 ~ 令和6年3月31日 24:00

- (4) 電力量等の検針

自動検針装置 有
電力会社の検針方法 遠隔自動検針
計量器の構成 電力需給用複合計器(通信機能付)

- (5) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊朝霞訓練場の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と陸上自衛隊朝霞訓練場の開閉器電源側接続点

- (6) 電気工作物の財産分界点

需要場所における陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と陸上自衛隊朝霞訓練場の開閉器電源側接続点

- (7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点におなじ

件 名	陸上自衛隊朝霞訓練場で使用する電気	図面番号	2/6
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

4 その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置し契約期間中100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 常用自家発電設備 無
- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は考慮しないこととし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (5) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件 名	陸上自衛隊朝霞訓練場で使用する電気	図面番号	3/6
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

月 別 予 定 使 用 電 力 量

(令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月)

項 目 年 月	総使用電力量 (キロワット時)	ピーク電力量 (キロワット時)	夏季昼間電力量 (キロワット時)	その他季昼間電力量 (キロワット時)	夜間電力量 (キロワット時)	蓄熱電力量 (キロワット時)
令和5年4月	88,800			68,643	20,157	-
令和5年5月	73,200			54,242	18,958	-
令和5年6月	102,200			75,935	26,265	-
令和5年7月	91,300	25,381	46,746		19,173	-
令和5年8月	89,500	18,616	49,136		21,748	-
令和5年9月	98,500	27,383	44,227		26,890	-
令和5年10月	72,500			55,245	17,255	-
令和5年11月	69,400			53,091	16,309	-
令和5年12月	89,500			64,351	25,149	-
令和6年1月	81,800			58,487	23,313	-
令和6年2月	99,800			70,958	28,842	-
令和6年3月	92,000			69,644	22,356	-
合計	1,048,500	71,380	140,109	570,596	266,415	-

(注)

- ・ ピーク 電 力 量 ・ ・ ・ ・ ・ 令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・ 夏季昼間電力量 ・ ・ ・ ・ ・ 令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当時間を除く。
- ・ その他季昼間電力量 ・ ・ ・ ・ ・ 令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間及び令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、下記の休日等に定める日の該当時間を除く。
- ・ 夜 間 電 力 量 ・ ・ ・ ・ ・ ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間
- ・ 休 日 等 ・ ・ ・ ・ ・ 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び令和5年4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、令和6年1月2日、1月3日

件 名	陸上自衛隊朝霞訓練場で使用する電気	図面番号	4 / 6
種 別	別紙第 1	縮 尺	-
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

月別使用電力量、最大電力及び力率実績表

(令和3年11月～令和4年10月)

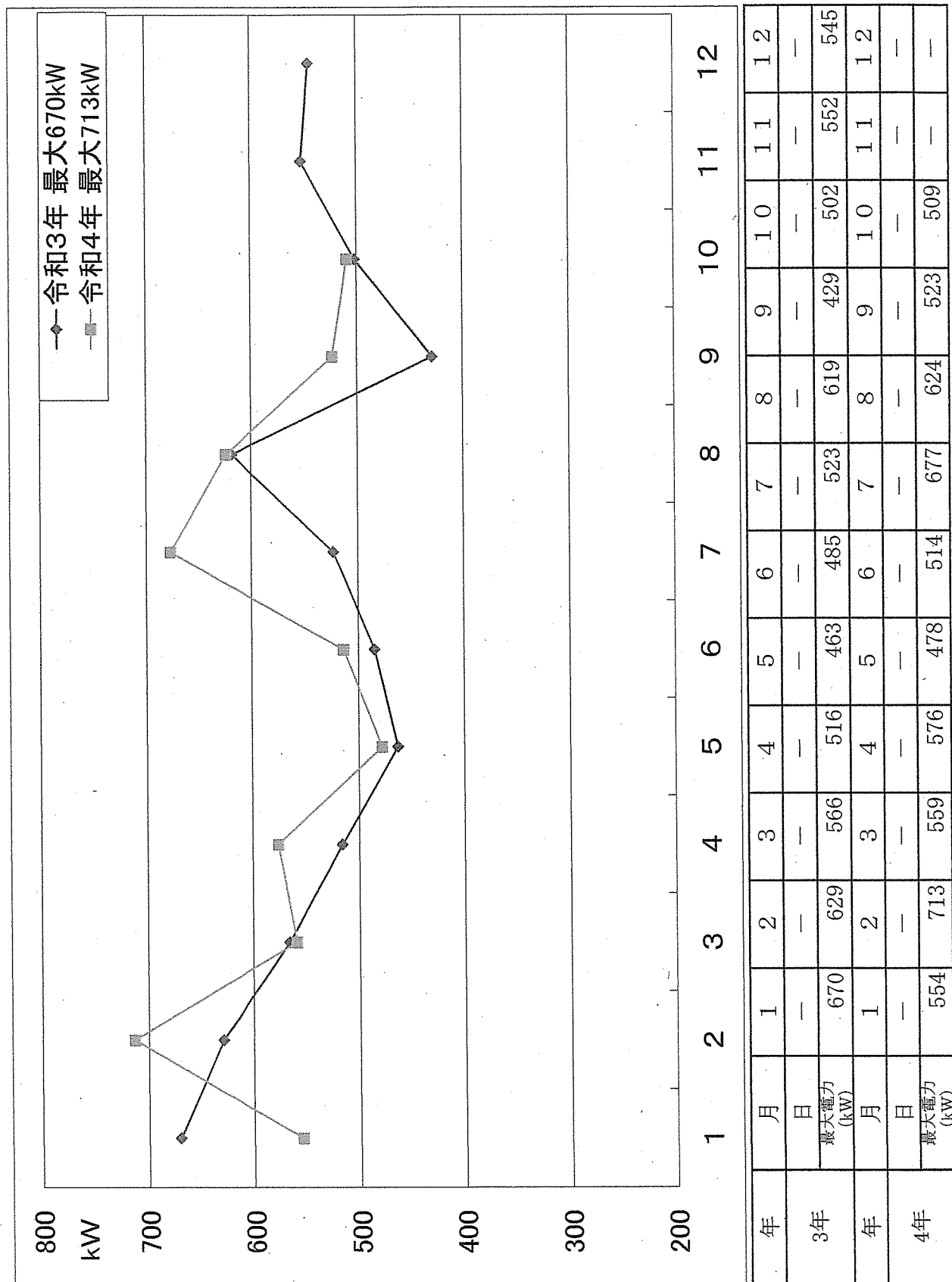
項目 年月	総使用電力量 (キロワット時)	ピーク電力量 (キロワット時)	夏季昼間電力量 (キロワット時)	その他季昼間電力量 (キロワット時)	夜間電力量 (キロワット時)	蓄熱電力量 (キロワット時)	最大電力 (キロワット)	力率 (パーセント)
令和4年1月	74,330					0	554	100
令和4年2月	90,703					0	713	100
令和4年3月	76,776					0	559	100
令和4年4月	70,577					0	576	100
令和4年5月	63,372					0	478	100
令和4年6月	89,717					0	514	100
令和4年7月	67,435					0	677	100
令和4年8月	75,732					0	624	100
令和4年9月	63,562					0	523	100
令和4年10月	66,247					0	509	100
令和3年11月	63,134					0	552	100
令和3年12月	81,398					0	545	100
合計	882,983	-	-	-	-	0		

(注)

- ・ピーク電力量・・・・・・令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・夏季昼間電力量・・・・・・令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当時間を除く。
- ・その他季昼間電力量・・・・・令和3年11月1日から令和4年6月30日までの期間及び令和4年10月1日から令和4年10月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、下記の休日等に定める日の該当時間を除く。
- ・夜間電力量・・・・・・ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間
- ・休日等・・・・・・日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び令和3年12月30日、12月31日、令和4年1月2日、1月3日、4月30日、令和4年5月1日、5月2日
- ・蓄熱電力量・・・・・・仕様書3(1)カの蓄熱式負荷設備の蓄熱運転により、昼間時間(毎日午前8時から午後10時までの時間)から昼間時間以外の時間に負荷移行するためにしようした電力量を再掲

件名	陸上自衛隊朝霞訓練場で使用する電気	図面番号	5/6
種別	別紙第2	縮尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

令和 3 年及び令和 4 年 朝霞訓練場月別最大日電力負荷曲線



件 名	陸上自衛隊朝霞訓練場で使用する電気	図面番号	6/6
種 別	令和3年及び令和4年月別最大日電力負荷曲線	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

仕様書番号： 23 号

作成年月日： 5.1.27

大井通信所で使用する電気

業務隊長	管理科長	営繕班長	専門官	エネルギー	企画管財係長	企画・管財	電気係長

通信所長	第1課長	第2班長	担当者

仕 様 書

1 件 名

大井通信所で使用する電気

2 概 要

- (1) 需 要 場 所 情報本部大井通信所
埼玉県ふじみ野市亀久保1696番地3号
- (2) 業種及び用途 官公署（通信所）

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、
電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧）	6,000ボルト
エ 標準周波数	50ヘルツ
オ 電気方式	1回線受電
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 常時電力 396キロワット
ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その1ヶ月の最大需要電力と
前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 2,970,050 キロワット時
（月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり）
- ウ 実績使用電力量等
（月別の実績使用電力量等は、別紙第2のとおり）
- エ 令和3年及び令和4年月別最大日電力負荷曲線（別紙第3のとおり）
- オ 令和4年度夏季最大日負荷曲線（別紙第4のとおり）
- カ 令和3年度夏季最大日負荷曲線（別紙第5のとおり）

- (3) 契約期間

令和5年4月1日 00:00 ～ 令和6年3月31日 24:00

- (4) 電力量等の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	遠隔自動検針による検針
計量器の構成	電力需給用複合計器（通信機能付）

- (5) 需給地点

需給場所における、情報本部大井通信所の施設した第1号柱上の東京電力株式会社
の架空引込線と情報本部大井通信所の開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給場所における、情報本部大井通信所の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と情報本部大井通信所の開閉器電源側接続点

(7) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

4 その他

(1) 力率については、情報本部大井通信所が設置した自動力率調整装置を設置し契約期間中100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特に有していない。

(3) 力率の変動その他の要因による、電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める、特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は考慮しないこととし、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(4) 電力供給における料金、その他を計算する場合の単価及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

月別予定使用電力量
(令和 5年 4月～令和 6年 3月)

区 分 年 月	総使用電力量 (キロワット時)	ピーク時間 (キロワット時)	夏季昼間時間 (キロワット時)	その他昼間時間 (キロワット時)	夜間時間 (キロワット時)	蓄熱電力量 (キロワット時)
令和 5年 4月	217,110			100,440	116,670	
令和 5年 5月	233,180			105,070	128,110	
令和 5年 6月	244,810			123,540	121,270	
令和 5年 7月	314,040	35,880	123,220		154,940	
令和 5年 8月	324,170	37,340	122,830		164,000	
令和 5年 9月	300,650	34,650	113,290		152,710	
令和 5年 10月	254,160			125,970	128,190	
令和 5年 11月	217,070			100,440	116,630	
令和 5年 12月	219,810			103,000	116,810	
令和 6年 1月	212,800			101,880	110,920	
令和 6年 2月	218,690			103,600	115,090	
平成 6年 3月	213,560			106,700	106,860	
合 計	2,970,050	107,870	359,340	970,640	1,532,200	

(注)

- ・ ピーク時間 令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間
ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・ 夏季昼間時間 令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間
ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・ その他季昼間時間 令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間及び令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間
ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・ 夜間時間 ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間
- ・ 休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、及び令和5年4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、令和6年1月2日、1月3日
- ・ 蓄熱電力量 蓄熱式負荷設備なし。

月別使用電力量・最大需用電力・力率実績
(令和 3年11月～令和 4年10月)

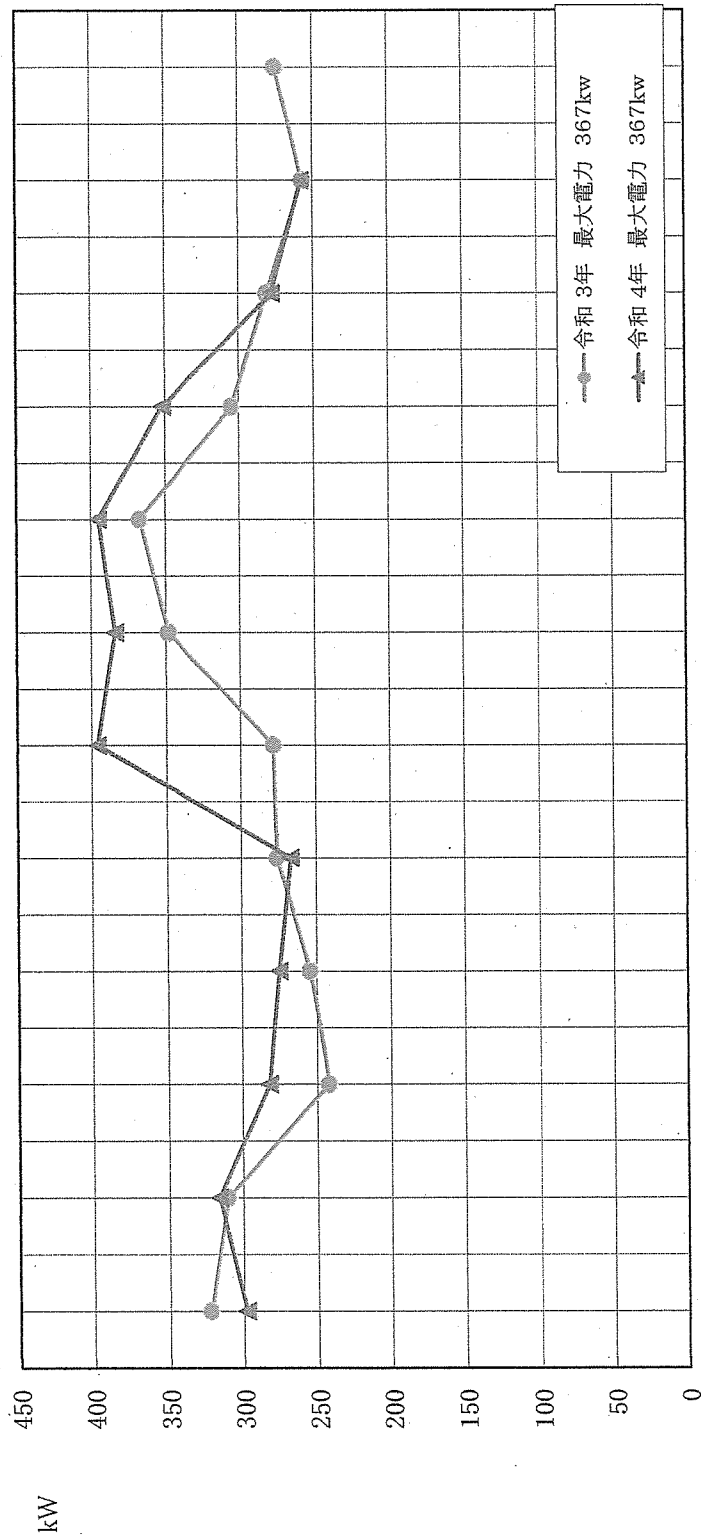
区 分 年 月	総使用電力量 (キロワット時)	ピーク時間 (キロワット時)	夏季昼間時間 (キロワット時)	その他昼間 時間 (キロワット時)	夜間時間 (キロワット時)	最大需用電力 (キロワット)	力 率 (パーセント)
令和 3年 11月	182,052			88,879	93,173	257	100
令和 3年 12月	188,391			89,326	99,065	275	100
令和 4年 1月	193,229			91,013	102,216	298	100
令和 4年 2月	169,661			81,199	88,462	316	100
令和 4年 3月	171,583			86,369	85,214	282	100
令和 4年 4月	5,328			3,211	2,117	275	100
令和 4年 5月	157,310			73,666	83,644	267	100
令和 4年 6月	164,129			74,980	89,149	396	100
令和 4年 7月	153,739	701	2,520	79,524	70,994	384	100
令和 4年 8月	175,759	18,781	66,397		90,581	395	100
令和 4年 9月	183,290	21,699	75,876		85,715	352	100
令和 4年10月	153,065	16,129	57,245	2,993	76,698	278	100
合 計	1,897,536	57,310	202,038	671,160	967,028		

(注)

- ・ ピーク時間 …………… 令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間 ただし、下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・ 夏季昼間時間 …………… 令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、ピーク時間及び下記の休日等に定める日の該当する時間を除く。
- ・ その他季昼間時間 …… 令和3年11月1日から令和4年6月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、下記の休日等に定める日の該当時間を除く。
- ・ 夜間時間 …………… ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間
- ・ 休日等 …………… 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、令和3年12月30日、12月31日、令和4年1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日
- ・ 蓄熱電力量 …………… 蓄熱式負荷設備なし。

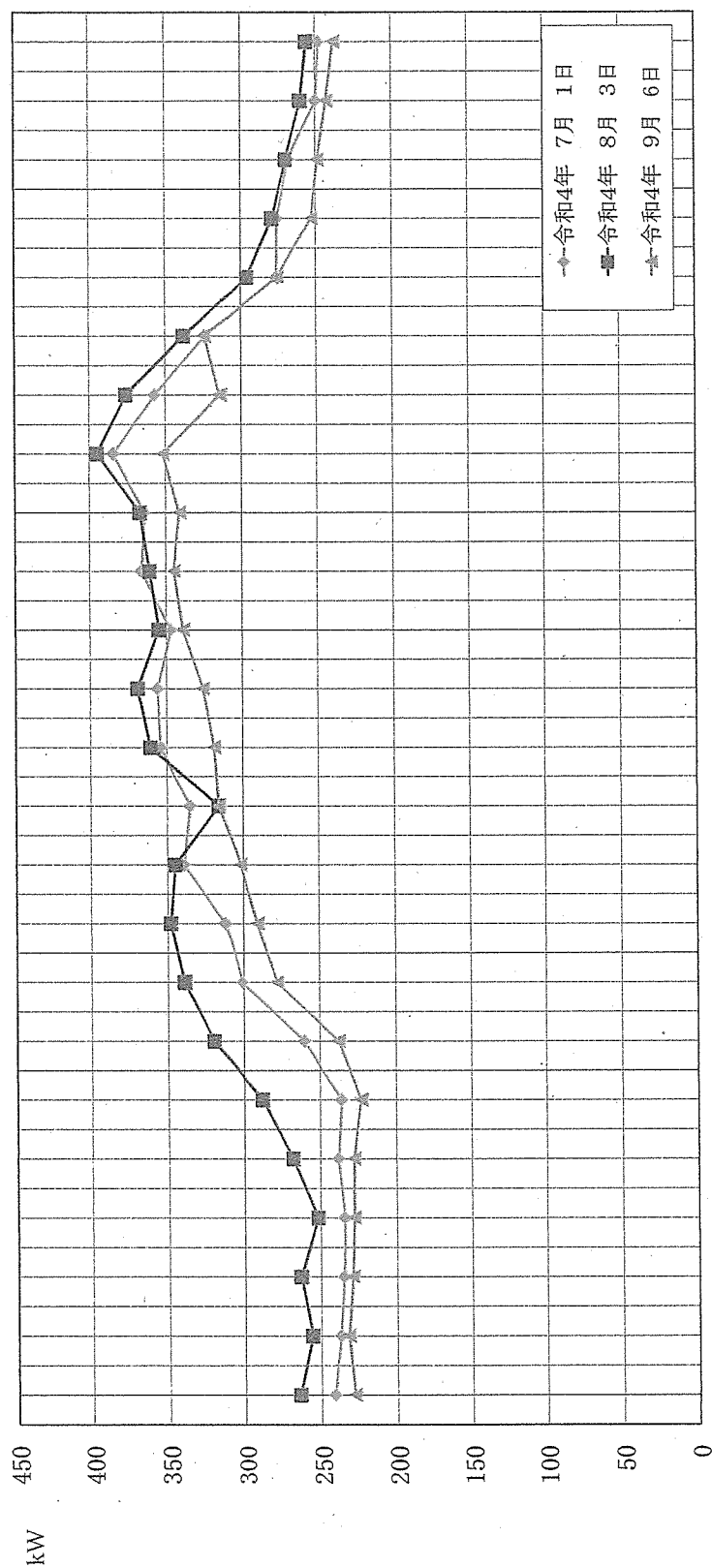
※ 令和4年4月分については、計量日により、1日分のみ計上

令和 3年及び令和 4年 月別最大日電力負荷曲線



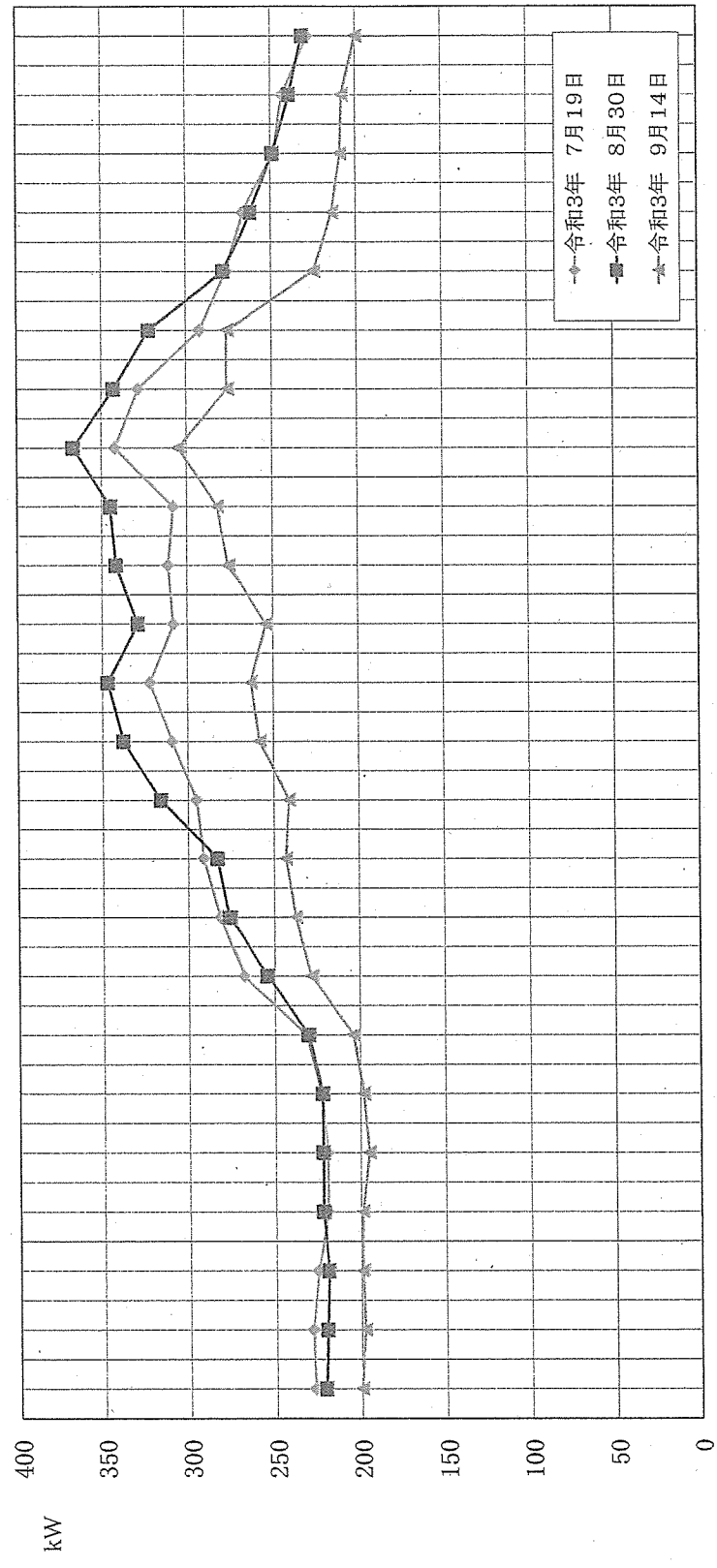
年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
令和 3年	日	2	28	1	8	20	25	19	30	14	18	30	14
	最大電力 (kW)	322	310	242	254	276	278	348	367	305	281	257	275
年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
令和 4年	日	26	18	22	22	30	29	1	3	6	4	15	
	最大電力 (kW)	298	316	282	275	267	396	384	395	352	278	258	

令和4年度 夏季最大日負荷曲線



日 時	01:00	02:00	03:00	04:00	05:00	06:00	07:00	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00
令和4年 7月 1日	241	237	235	234	238	236	260	301	312	339	335	354	356	347	366	364	384	357	324	276	276	268	250	248
令和4年 8月 3日	264	256	263	252	268	288	320	339	348	345	316	361	369	355	361	367	395	376	338	296	279	270	260	256
令和4年 9月 6日	228	232	229	228	228	223	238	278	291	302	316	319	326	339	345	341	352	314	324	276	253	249	243	238

令和3年度 夏季最大日負荷曲線



作成年月日: 5.1.27

業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理専門官	企画管財係長	企画・管財	電気係長	作成者
件 名	防衛省和光公務員宿舎で使用する電気				図面番号		1/6
種 別	表 紙				縮 尺		—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊							

仕 様 書

1 件 名

防衛省和光公務員宿舎で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 防衛省和光公務員宿舎
埼玉県和光市広沢1番地21号
- (2) 業種及び用途 官公署(宿舎共用)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、
電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧(標準電圧)	6,000ボルト
ウ 計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト
エ 標準周波数	50ヘルツ
オ 電気方式	1回線受電
カ 蓄熱式負荷設備の有無	無

- (2) 契約電力及び電力使用量

- ア 契約電力 常時電力 66キロワット
ただし、各月の契約電力(常時電力)は、その月の最大需要電力と
前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- イ 予定使用電力量 296,775 キロワット時
(月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり)
- ウ 実績使用電力量等(月別の実績使用電力量等は、別紙第2のとおり)
- エ 令和3年及び令和4年月別最大日電力負荷曲線(別紙第3のとおり)

- (3) 契約期間

令和5年4月1日 00:00 ～ 令和6年3月31日 24:00

- (4) 電力量等の検針

自動検針装置 有
電力会社の検針方法 遠隔自動検針
計量器の構成 電力需給用複合計器(通信機能付)

- (5) 需給地点

需要場所の供給用変圧器室における防衛省和光公務員宿舎の地中引込口配線と
東京電力株式会社の断路器負荷側接続点

- (6) 電気工作物の財産分界点

需要場所の供給用変圧器室における防衛省和光公務員宿舎の地中引込口配線と
東京電力株式会社の断路器負荷側接続点

件 名	防衛省和光公務員宿舎で使用する電気	図面番号	2/6
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

(7) 保安上の責任分界点

需要場所の供給用変圧器室における防衛省和光公務員宿舎の地中引込口配線が引き出される内壁側引出点

4 その他

(1) 力率は、契約期間中100%を保持する予定

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は考慮しないこととし、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(4) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件 名	防衛省和光公務員宿舎使用する電気	図面番号	3/6
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

月別予定使用電力量

令和5年4月 ～ 令和6年3月

項 目 年 月	総使用電力量 (キロワット時)	ピーク電力量 (キロワット時)	夏季昼間電力量 (キロワット時)	その他季昼間電力量 (キロワット時)	夜間電力量 (キロワット時)	蓄熱電力量 (キロワット時)
令和5年4月	22,399			11,200	11,199	
令和5年5月	22,409			8,830	13,579	
令和5年6月	23,371			11,335	12,036	
令和5年7月	23,219	1,114	10,125		11,980	
令和5年8月	25,029	1,752	10,112		13,165	
令和5年9月	25,531	1,710	10,775		13,046	
令和5年10月	24,990			12,246	12,744	
令和5年11月	26,403			12,727	13,676	
令和5年12月	26,295			13,069	13,226	
令和6年1月	26,901			11,595	15,306	
令和6年2月	27,189			12,997	14,192	
令和6年3月	23,039			10,714	12,325	
合計	296,775	4,576	31,012	104,713	156,474	

(注)

- ・ ピーク電力量・・・・・・ 令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、下記の休日等に定める該当する時間で使用する時間を除く。
- ・ 夏季昼間電力量・・・・・・ 令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、ピーク時間は除く。
- ・ その他季昼間電力量・・・・・ 令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間及び令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、下記の休日等に定める日の該当時間を除く。
- ・ 夜間電力量・・・・・・ ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間
- ・ 休日等・・・・・・ 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、令和5年4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、令和6年1月2日、1月3日

件 名	防衛省和光公務員宿舎で使用する電気	図面番号	4/6
種 別	月別予定使用電力量	縮 尺	—
陸 上 自 衛 隊 朝 霞 駐 屯 地 業 務 隊			

月別使用電力量、最大電力及び力率実績表
(令和3年11月～令和4年10月)

項 目 年 月	総使用電力量 (キロワット時)	ピーク電力量 (キロワット時)	夏季昼間電力量 (キロワット時)	その他季昼間電力量 (キロワット時)	夜間電力量 (キロワット時)	蓄熱電力量 (キロワット時)	最大電力 (キロワット)	力 率 (パーセント)
令和3年11月	25,146			12,096	13,050		65	100
令和3年12月	25,043			12,442	12,601		66	100
令和4年1月	25,620			11,029	14,591		66	100
令和4年2月	25,894			12,358	13,536		66	100
令和4年3月	21,715			10,095	11,620		63	100
令和4年4月	15,329			7,659	7,670		66	100
令和4年5月	20,984			8,252	12,732		66	100
令和4年6月	21,923			10,619	11,304		66	100
令和4年7月	22,096	1,079	9,608		11,409		66	100
令和4年8月	22,149	1,558	8,934		11,657		66	100
令和4年9月	23,179	1,555	9,765		11,859		66	100
令和4年10月	22,462	449	2,777	7,780	11,456		66	100
合 計	271,540	4,641	31,084	92,330	143,485			

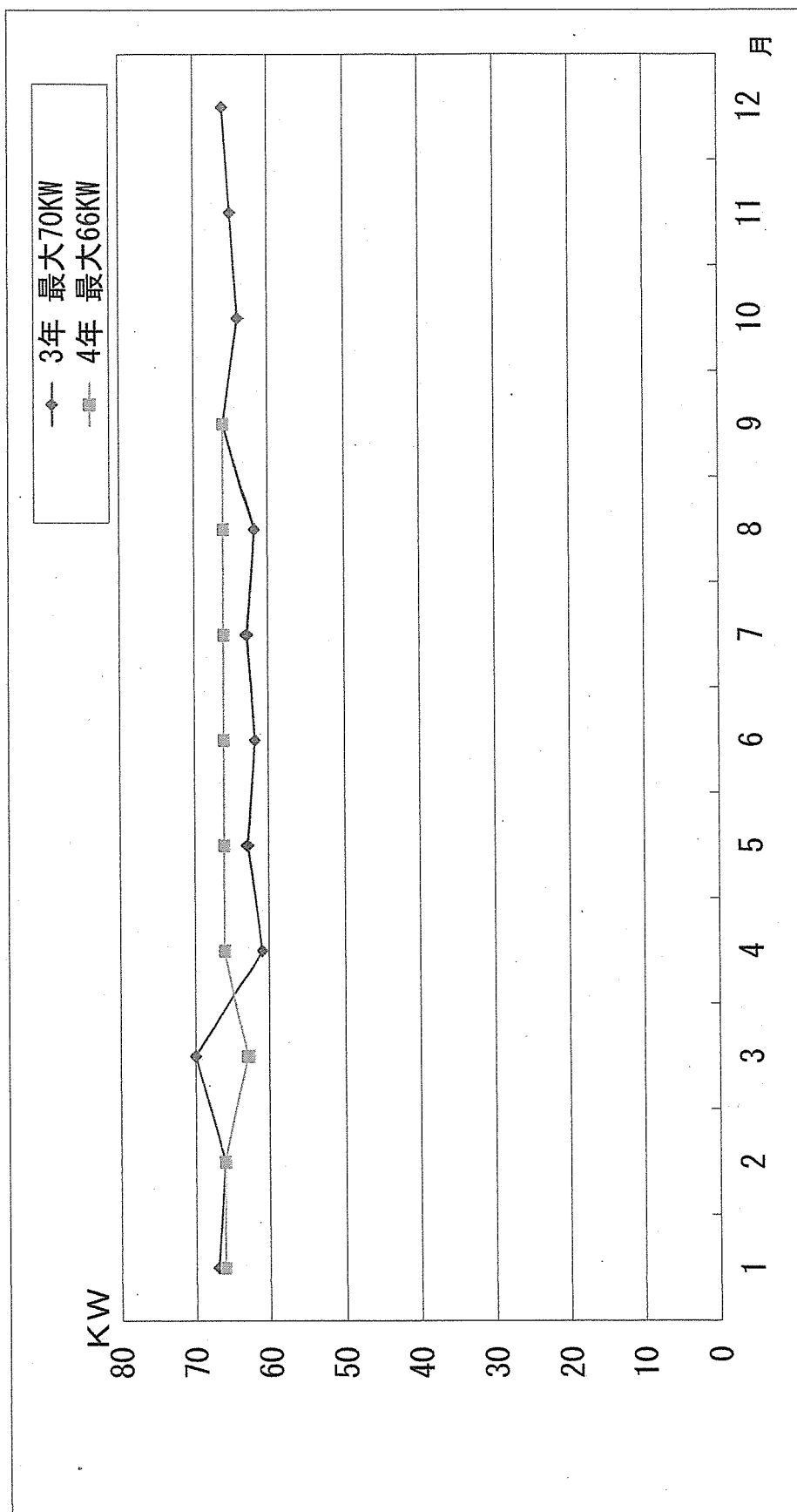
(注)

- ・ ピーク電力量・・・・・・ 令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間における、毎日午後1時から午後4時までの時間をいう。ただし、下記の休日等に定める該当する時間で使用する時間を除く。
- ・ 夏季昼間電力量・・・・・・ 令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、ピーク時間は除く。
- ・ その他季昼間電力量・・・・・・ 令和3年11月1日から令和4年6月30日までの期間における、毎日午前8時から午後10時までの時間ただし、下記の休日等に定める日の該当時間を除く。
- ・ 夜間電力量・・・・・・ ピーク時間、夏季昼間時間及びその他季昼間時間以外の時間
- ・ 休日等・・・・・・ 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、令和3年12月30日、12月31日、令和4年1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日

* 計量日は毎月末日

件 名	防衛省和光公務員宿舎で使用する電気	図面番号	5/6
種 別	月別使用電力量、最大電力及び力率実績表	縮 尺	—
陸 上 自 衛 隊 朝 霞 駐 屯 地 業 務 隊			

令和3年及び令和4年 高層宿舍月別最大日電力負荷曲線



年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
3年	67	66	70	61	63	62	63	62	66	64	65	66
4年	66	66	63	66	66	66	66	66	66	66	66	66

件名	防衛省和光公務員宿舍で使用する電気	図面番号	6/6
種別	令和3年及び令和4年 高層宿舍月別 最大日電力負荷曲線	縮尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

仕様書番号: 21

作成年月日: 5.1.27

防衛省朝霞公務員宿舎A棟で使用する電気

							エネルギー
業務隊長	管理科長	営繕班長	専門官	企画管財係長	企画係	電気係長	作成者
件名	防衛省朝霞公務員宿舎A棟で使用する電気					図面番号	1/2
種別	表紙					縮尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊							

仕 様 書

1 件 名

防衛省朝霞公務員宿舎A棟で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 防衛省朝霞公務員宿舎A棟
埼玉県朝霞市栄町5丁目9番地27号
- (2) 業種及び用途 公務員宿舎(エレベーター)

3 仕 様

(1) 供給電気方式、供給及び計量電圧(標準電圧)、標準周波数

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給及び計量電圧(標準電圧) 200ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ

(2) 契約電力及び電力使用量

- ア 契約電力 低圧電力 12キロワット
- イ 予定使用電力量 4, 150キロワット時

予定使用電力量(令和5年4月～令和6年3月)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用量[kWh]	358	333	352	339	338	325	328	365	360	349	359	344

(3) 契約期間

令和5年4月1日 00:00 ～ 令和6年3月31日 24:00

(4) 電力量等の検針

- 自動検針装置 無
- 電力会社の検針方法 検針員による現地検針

(5) 需給地点及び電気工作物の財産分解点

需要場所における防衛省朝霞公務員宿舎A棟の施設した東京電力借室のトランス二次側接続点

(6) 保安上の責任分界点

東京電力借室の壁貫通部

4 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める標準供給条件による。
なお、入札価格の算定にあたっては、力率は考慮しないこととし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (2) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件 名	防衛省朝霞公務員宿舎A棟で使用する電気	図面番号	2/2
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			

作成年月日: 5.1.27

							エネルギー
業務隊長	管理科長	営繕班長	専門官	企画管財係長	企画係	電気係長	作成者
件名	防衛省朝霞公務員宿舎B棟で使用する電気					図面番号	1/2
種別	表紙					縮尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊							

仕 様 書

1 件 名

防衛省朝霞公務員宿舎B棟で使用する電気

2 概 要

- (1) 需要場所 防衛省朝霞公務員宿舎B棟
埼玉県朝霞市栄町5丁目9番地28号
- (2) 業種及び用途 公務員宿舎(エレベーター)

3 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給及び計量電圧(標準電圧)、標準周波数

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給及び計量電圧(標準電圧) 200ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ

- (2) 契約電力及び電力使用量

- ア 契約電力 低圧電力 12キロワット
- イ 予定使用電力量 4,016キロワット時

予定使用電力量(令和5年4月～令和6年3月)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用量[kWh]	352	305	338	313	330	331	315	352	349	338	352	341

- (3) 契約期間

令和5年4月1日 00:00 ～ 令和6年3月31日 24:00

- (4) 電力量等の検針

自動検針装置 無

電力会社の検針方法 検針員による現地検針

- (5) 需給地点及び電気工作物の財産分解点

需要場所における防衛省朝霞公務員宿舎A棟の施設した東京電力借室のトランス二次側
接続点

- (6) 保安上の責任分界点

東京電力借室の壁貫通部

4 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東管内の一般電気事業者が定める標準供給条件による。
なお、入札価格の算定にあたっては、力率は考慮しないこととし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。

- (2) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

件 名	防衛省朝霞公務員宿舎B棟で使用する電気	図面番号	2/2
種 別	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊			